

宮崎県立宮崎東高等学校運動部活動に係る活動方針

○基本方針

～自ら求めて学び、社会貢献のできる人間性の育成を目的とした部活動～

- 部活動を通して学習や就労の意欲向上をめざす。
- 部活動を通して技術を身に付けるとともに、礼儀やマナーなどの人間性の向上を目指す。
- 本校の魅力を、部活動を通して発信する。

○適切な部活動運営のための体制について

- 各顧問が年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職もしくは生徒指導主事に提出
- 年間活動計画及び毎月の活動計画については、生徒・保護者に公表（ホームページなどを利用）
- 部活動顧問の複数配置（教員の負担軽減の観点より）
- 適切な休養日の設定（詳細については下を参照）

○適切な休養日の設定

- 学期中は週当たり、2日以上の休養日を設ける。
特例・・・公式戦前4週間（公式戦とは高体連・高野連主催の大会）は休養日を少なくすることを認める。
※県大会を勝ち抜き、全国大会に出場する場合も含む。
- 定期試験前1週間及び定期試験期間中の部活動、禁止。
特例・・・定期試験直後の週休日に公式戦が行われる場合は活動を認める。
- 1日の活動時間は平日2時間、休日3時間程度とする。
- 長期休業中においては、学期中の休養日の設定に準ずる。

○合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について

- 体罰の根絶の徹底
- 事故の防止のために、施設・設備の点検を実施
- 安全確保の観点から顧問不在時に、原則部活動を実施しない。
原則以外・・・活動場所において安全を確保できる顧問以外の教諭が滞在している場合